

グリーンコープ・プラン 買取特約事項

この書面は、太陽光発電設備からの電力買取契約約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき当社と買取契約を締結するお客さまと当社との間の特約事項を定めたものです。この書面において、本約款と異なる内容が記載されている場合はこの書面の内容が優先されるものとし、この書面に記載のない事項およびこの書面で用いる用語（この書面で別途定める場合を除きます。）については、本約款によるものといたします。この書面および本約款の内容を十分ご理解の上、お申込みください。なお、本約款については、当社ホームページ等よりご確認ください。

■ 買取料金単価表（本約款 9(2)）

* 買取料金単価は発電余剰電力に係る非化石価値等の対価に相当する額および消費税等相当額を含むものとします。なお、消費税等については 10% で計算しています。

| お客さまの発電場所 | グリーンコープ・プラン 買取単価 |
|--------------|---------------------|
| 九州電力送配電管内 | 8.0 円/kWh |
| 関西電力送配電管内 | 10.0 円/kWh |
| 中国電力ネットワーク管内 | 10.0 円/kWh |

■ 買取料金単価の適用開始日（本約款 10）

九州電力送配電管内：2020 年 2 月の検針日

関西電力送配電管内・中国電力ネットワーク管内：2020 年 6 月の検針日

■ 契約期間（本約款 7(2)）

- ① 契約期間は、原則として買取開始日から 2022 年 3 月の検針日の前日までといたします。
- ② 契約期間満了の日の 1 ヶ月前までに発電者または当社から買取契約終了の申出がない場合、買取契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

■ 買取契約の申込み・変更（本約款 6(3)、13）

- ① 当社は発電者が本約款 6(3)に定める要件のほか、次の要件を満たしていると判断した場合に、「グリーンコープ・プラン」へのお申込みを承諾いたします。
 - 発電者が、グリーンコープ生活協同組合の組合員であること
- ② 発電者は、①に掲げる要件を満たさなくなる場合には、変更前に当社までご連絡いただき、プラン変更の申し込みをしていただきます。当社までご連絡が無い場合には、当社はグリーンコープ生活協同組合からの通知を受けて、当社がお客さまに通知する日において、当社が提供する SHARP プラン（当社ホームページにおいて公表するものとします。）への切り替えを実施させていただきます。

2021 年 5 月 10 日実施
丸紅新電力株式会社